Q 多様なニーズの把握方法は

日本共産党代表
松岡 光子

町 長 **A** タウンミーティングなどで

問 「第5次播磨町総合計画」に掲げられた3本の柱の一つ目に、人々の生活の安定と、希望の持てる未来社会を構築していくため、きめ細やかな住民福祉の充実・向上に努めるとあるが、多様なニーズの把握方法は。

答 自治会との行政懇談会やタウンミーティング、各組織・団体との意見交換会などにより、きめ細やかに住民ニーズの把握に努めている。

また本年度より町政モニター事業を活用し「第5次播磨町総合計画」における住民満足度調査を実施予定である。

▲意見や要望を発信して創るすてきな播磨町

Q 高齢者支援と介護予防は

町長 **切れ間なく支援を実施**

問 医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施とは具体的にどういうことか。

答 高齢者の保健事業は、74歳までは国民健康保険制度、75歳以降は後期高齢者医療制度の中で別々に実施している。

また、介護保険制度で、介護予防事業を実施している。それぞれのデータを一括把握し、高齢者の保健事業、介護予防やフレイル対策、個別の対象者への支援を切れ間なく効果的に実施する。

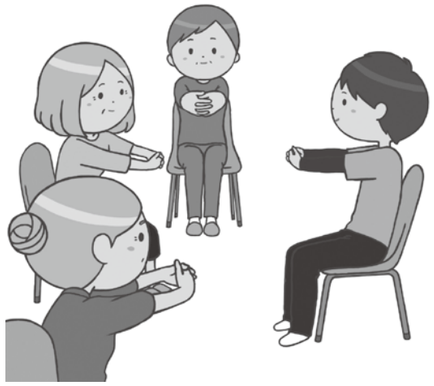

Q 未就学児の均等割減免は

町長 **世帯の軽減割合に応じて**

問 全国自治体からの要望などにより、令和4年度から未就学児の均等割の5割減免が実施される。本町が先行して実施する均等割減免の内容は。

答 5割減免の対象者数は、令和3年2月末時点で約180名、財源は基金で、総額は約200万円である。

未就学児一人当たりの減免額は1万7200円で、現在7割、5割、2割の減免を受けている世帯は、それに応じた減免となる。

その他の質問

▼新型コロナウイルス感染症対策は

Q 産後ケアの期間延長は

公明党代表
木村 晴恵

町 長 **A** 産後1年まで延長

問 母子保健法の改正で、母子の心身の状態に応じた保健指導や、医療・相談を行うと規定している。

現在は、対象者を産後4カ月までとしているが、子どもの長期的発達や母子関係に影響があるとされる。対象者を産後1年まで延長すべきでは。

答 町として、産後1年まで延長する予定である。

▲産後ケアの申請はすこやか環境グループへ

Q 保険適用の治療費補助を

町長 **不妊治療費助成を拡充**

問 保険適用の一般不妊治療費の助成について、昨年3月の代表質問でも伺ったが、その後の進展は。新たな県の不妊治療ペア検査助成事業において、町が負担する考えは。

答 令和3年度から保険適用について助成し、所得制限もなくす。不妊治療ペア検査助成については、町の一般不妊治療費助成の拡充で対応する。

Q 結婚新生活支援事業は

町長 **町内居住の夫婦を支援**

問 町内定住促進に期待するが、具体的な内容は。

答 結婚に伴う新生活を支援する。補助対象は町内に居住する夫婦で、共に婚姻日における年齢が39歳以下とする。

婚姻に伴う住宅取得や住宅賃貸借の費用、引っ越し費用を一世帯当たり30万円を上限に補助する。

Q 避難所運営に防疫策を

町長 **感染状況に応じて決定**

問 多くの人が集まる避難所では、ウイルスなどの感染拡大防止対策を強化し、災害への警戒と準備を進める必要がある。感染症に有効な防疫策を踏まえた、避難所運営の計画や備品などの管理は。

答 地域防災計画に記載の被害想定をもとに、感染状況などを考慮し、県のガイドラインを参考に、新型コロナウイルス対応のマニュアルを作成している。濃厚接触者などの対応も県と協議して定めている。

避難所の必要資材について、定員数分の備蓄を進める。

▲避難所ごとに定員数の確保を